

教育こども常任委員会 所管事務報告

資 料

平成31年1月28日

西宮浜小中一貫校の方向性について

教育委員会 学校改革部

目 次

はじめに

I. 小中一貫校制度概要

1. 小中連携教育・小中一貫教育の背景	2
(1) 義務教育の目的・目標等の創設	
(2) 発達早期化等に関わる現象や学習面での課題	
(3) いわゆる「中1ギャップ」の解消	
(4) その他の背景	
2. 小中一貫教育に係る主な法改正・通知等	4
3. 制度上の類型	5
4. 制度を活用するメリット	6
(1) これまでの取組における制度上の課題とその解消	
(2) 教育課程特例の活用	
(3) 業務の効率化	
5. 先行事例	8
(1) 県内の小中一貫教育の取組例	
(2) 現在県内に設置されている義務教育学校 [2校]	

II. 西宮型小中一貫教育

1. 経緯	9
2. 趣旨	9
3. 概要・内容	9

III. 西宮浜における小中一貫教育

1. 小中連携教育（小中一貫教育）のパイオニアとして	11
2. 今後の方向性	13
3. (仮称) 西宮市立第1義務教育学校の概要	14

はじめに

小中一貫教育については、平成 12 年度に広島県の呉市で研究開発学校制度を活用した実践研究が始まり、その後、全国各地で 10 数年以上にわたり取り組まれてきました。そして、国においても、正式な学校制度として法制化すべきとの要望を踏まえ、教育再生実行会議第 5 次提言（平成 26 年 7 月）や中央教育審議会答申（平成 26 年 12 月）を経て、平成 27 年 6 月の通常国会で、9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校種である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令、告示と合わせて、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

兵庫県においても、義務教育 9 年間の発達や学びの系統性が重視され、様々な取組が進められてきました。全国に先駆けて実施した「自然学校推進事業」、「地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』推進事業」などの兵庫型「体験教育」をはじめ、平成 24 年度からは学力向上と小学校から中学校への円滑な接続を図る「兵庫型教科担任制」の推進、平成 26 年度には小学校から高等学校までの 12 年間をつなぐ「キャリアノートモデル」の作成、平成 28 年度には児童生徒が学習面ではつまづきやすい課題を系統的に捉えた「ひょうごつまづきポイント指導事例集」の作成など、様々な取組が推進されてきました。

本市においても、平成 22 年度には小中一貫教育に関する研究が始まり、平成 25 年度には全市域における取組が進み、さらにその発展形として、このたび西宮浜地区に特化した小中一貫校の設置に向けた動きとなりました。

I. 小中一貫校制度概要

1. 小中連携教育・小中一貫教育の背景

(1) 義務教育の目的・目標等の創設

平成 18 年改正の教育基本法第 5 条第 2 項に、義務教育の目的が設定され、平成 19 年改正の学校教育法第 21 条に、小・中学校共通の目標として、義務教育の目標規定が新設されました。これを受けて、平成 20 年に文部科学省が発行した学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）では、小・中学校相互の全文がそれぞれに掲載され、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられ、平成 29 年 3 月 31 日告示の学習指導要領においても、小中一貫教育を行う学校において、義務教育 9 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成することが盛り込まれました。また、各教科等の学習指導要領においても、学校段階間の接続についての記載がされるなど、連携の重要性がより一層強調されるものとなりました。

(2) 発達の早期化等に関わる現象や学習面での課題

小中一貫教育の導入に併せて、学年段階の区切りを従来の 6－3 制とは異なって設けている取組が多く見られますが、このような取組が必要とされる背景として、小学校高学年段階における児童の身体的発達をはじめ、児童生徒への指導面、学習面において、様々な指摘があります。児童生徒の様々な成長の段差に適切に対応するなどの観点から、6－3 制の大きな枠組みを維持しつつも、4－3－2 制など接続を柔軟にした上で、区切りごとに重点を定めて指導体制を整え、中学校段階への接続を円滑化させたり、教育活動を充実させたりすることの有効性が指摘されてきたことも、小中一貫教育が広がりを見せてきた背景の一つと言えます。多様な教職員が指導に当たることによる興味・関心や個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化といった、従来であれば中学校段階の特質とされてきたものが、小学校段階にも導入されるようになっていきます。

注目すべき項目	主な傾向
小学校高学年段階における児童の身体的発達	<ul style="list-style-type: none">・思春期の到来時期が早まっている。・平均身長や体重が大きく増加する時期が昭和 20 年代と比較して、また、女子の平均初潮年齢が、昭和初期と比較してそれぞれ 2 年程度早まっている。
指導面	<ul style="list-style-type: none">・自己肯定感や自尊感情に対して、小学校高学年から急に否定的になる傾向がある。
学習面	<ul style="list-style-type: none">・「学校の楽しさ」や「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校 4 年生から 5 年生に上がると肯定的な回答をする児童の割合が下がる傾向が見られる。・経験的な理解で対応できる学習内容から、理論的・抽象的な理解が必要な学習内容への接続が必ずしも円滑に行われておらず、学習上のつまづきが顕在化し、その後の中学校段階での学習に大きな支障が見られる傾向がある。

(3) いわゆる「中1ギャップ」の解消

子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象への効果的な対応の必要性が課題として取り上げられるようになったことも、小中一貫教育が推進されてきた大きな要因の一つです。小・中学校段階でみられる主な差異をまとめると、次のようなことが挙げられます。

主な内容	小学校	中学校
指導体制	学級担任制	教科担任制
指導方法	日常生活に根ざした比較的きめ細かい指導	比較的抽象度の高い内容を含めた指導
家庭学習	宿題の教科間の調整がされやすい	宿題の教科間の調整がされにくい (部活動との両立も必要となる)
定期試験	実施されない	実施される(小学校よりも試験に向けた計画的な学習が必要となる)
児童・生徒指導	学級担任を中心に児童の心理的な状況と行動の実態を十分把握しながら、規範意識の醸成を図る指導	中学生の特徴と思春期の理解を基本とした、規範意識を育成する指導
部活動	学校の教育活動の一環としての部活動はなく、スポーツ少年団等に個々で参加する活動が主体	学校の教育活動の一環として部活動が行われ、活動機会が増え、人間関係に占める割合も高い。

このほかにも、「学習内容が中学校になり急に難しくなる」、「授業のペースが速くついていけない」、「学習量が増えて戸惑う」といった学習面での差異も「中1ギャップ」を生む要因といわれています。

このような状況を踏まえ、小・中学校間のスムーズな移行に向けた取組を行いやすくする観点から、小中一貫教育の枠組みが注目を集めている側面があります。ただし、「中1ギャップ」という言葉を意識し、中学校1年生だけに着目するあまり、小・中学校の接続面だけの取組に矮小化してしまうことには注意が必要です。

(4) その他の背景

上記以外にも、「教育内容や学習活動の量的・質的充実の観点」、「学校現場の課題の多様化・複雑化」、「家庭・地域の社会性育成機能の低下」など様々な背景が考えられます。

ただし、背景や理由は地域により事情も異なるため、必ずしも一つとは限らず、複数の背景が絡み合い小中一貫教育を推進する根拠となっていたり、実施形態に影響を与えていたりします。

2. 小中一貫教育に係る主な法改正・通知等

平成 19 年に改正された教育基本法第 21 条において「義務教育の目標規定」が新設され、その後の中央教育審議会や教育再生実行会議等において学校段階間の連携・接続、一貫教育の重要性が示されてきました。

- ① 学校教育法等の一部を改正する法律
[平成 27 年 6 月 24 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行]
 - ・新しい学校種として義務教育学校を創設
- ② 小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について
[平成 27 年 7 月 30 日 文部科学省通知]
 - ・小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設
- ③ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する政令
[平成 27 年 12 月 16 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行]
 - ・義務教育学校の学級編成や教職員定数の標準など
- ④ 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令 等
[平成 27 年 6 月 24 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行]
 - ・義務教育学校、連携型小学校・中学校及び併設型小学校・中学校の教育課程など
- ⑤ 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引
[平成 28 年 12 月 26 日 文部科学省]
 - ・小中一貫教育についての基本的事項、小中一貫教育の教育課程の編成・実施に関する様々な工夫
- ⑥ 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集
[平成 30 年 1 月 23 日 文部科学省]
 - ・「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」の内容に即した具体的な事例
- ⑦ 小学校学習指導要領
[平成 29 年 3 月 31 日 告示 文部科学省]
第 1 章 総則 第 2 4 学校段階等間の接続
(2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育 9 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

⑧ 中学校学習指導要領

[平成 29 年 3 月 31 日告示 文部科学省]

第 1 章 総則 第 2 4 学校段階等間の接続

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育 9 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

3. 制度上の類型

小中一貫教育の制度化から 2 年目にあたる平成 29 年度までに、23 都道府県で 46 校の義務教育学校（公立）が設置されたほか、現在の小・中学校を残したままで小中一貫教育を推進する小中一貫型小・中学校（公立）は 37 都道府県の 246 中学校区で設置されました。

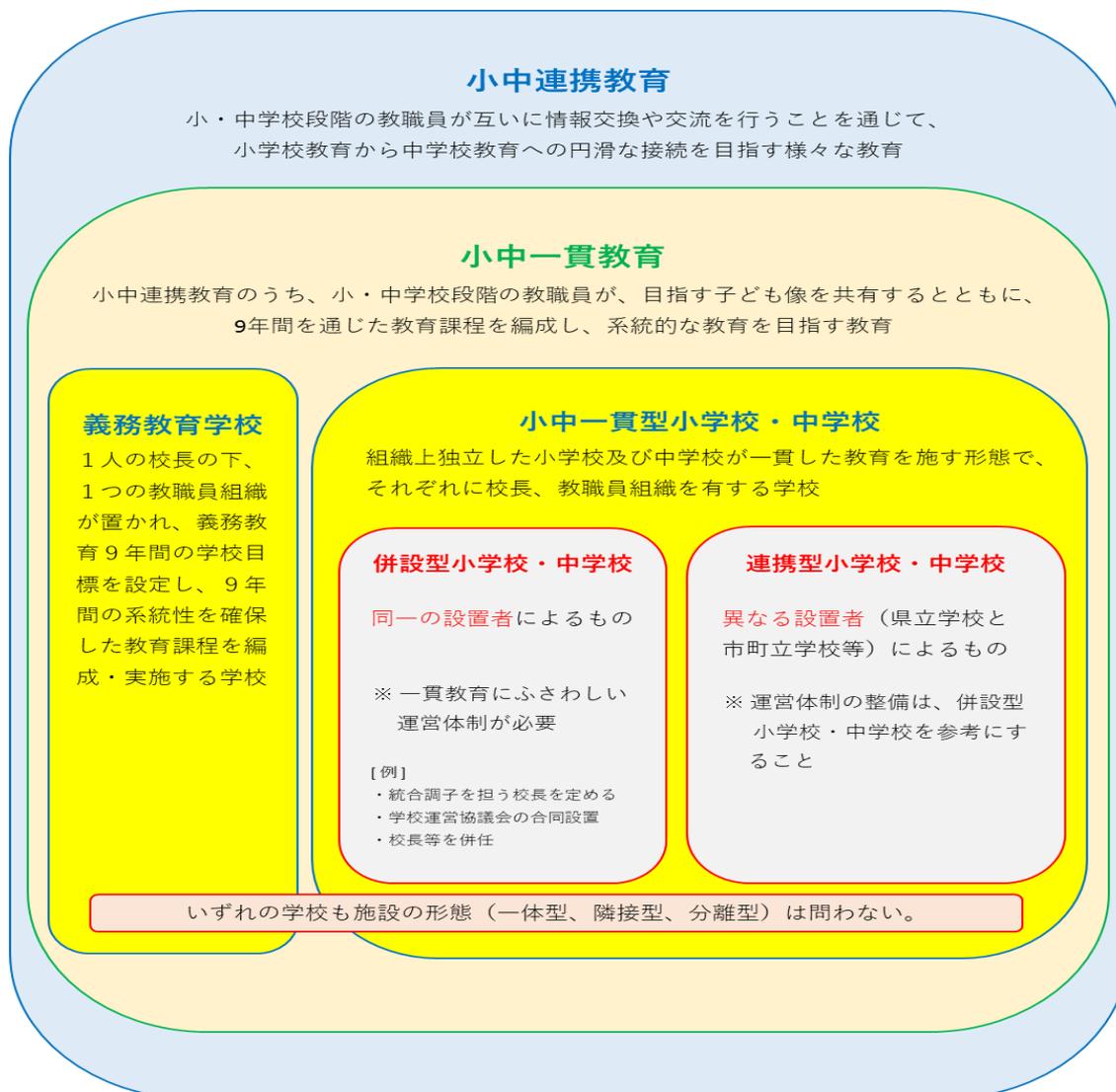
そして、兵庫県においても、平成 30 年度までに、すでに 2 校の義務教育学校が設置されており、今後も設置数が増加することが見込まれます。

「小中一貫教育」と「小中一貫教育を行う学校」

- ・「小中一貫教育」は、「小中連携教育のうちの 1 つ」
- ・「小中一貫教育を行う学校」は、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」
- ※ どちらの学校も、施設形態（施設一体型、施設隣接型、施設分離型）は問わない

小中一貫教育の制度化に伴い、小中連携教育及び小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係を整理すると、次頁の図 1 のようになります。

図1 「制度上の類型」



4. 制度を活用するメリット

(1) これまでの取組における制度上の課題とその解消

制度化以前から小中一貫教育に取り組んできた学校や教育委員会では、関係者の努力によって多くの成果を上げてきた一方、小学校と中学校が2つの別々の組織として設置されていることに起因する様々な制約に直面していました。例えば、教育課程の編成、各種の計画や方針の策定、学校評価の実施などを始め、基本的に小・中学校それぞれにおいて取り組むことが必要とされてきた事務が多数ありました。

◎ これまで小・中学校それぞれで取り組むことが必要とされてきた事務の例

- ・教育課程の編成・実施（学習指導要領総則）
- ・年間指導計画等の作成（学習指導要領総則）
- ・指導要録の作成（学校教育法施行規則第 24 条）
- ・教科書以外の教材の届出（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条の 2）
- ・学校評価の実施（学校教育法施行規則第 66 条等）
- ・学校運営協議会の設置（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5）
- ・学校評議員の各校長からの推薦、教育委員会からの委嘱（学校教育法施行規則第 49 条）
- ・学校保健計画の策定・実施（学校保健安全法第 5 条）
- ・学校安全計画の策定・実施（学校保健安全法第 27 条）
- ・学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ防止対策推進法第 13 条）

このたび制度化された義務教育学校と小中一貫型小・中学校では、上記の事務の多くが統合されるため、義務教育 9 年間の学びや育ちを見通した事務が可能となります。また、本制度の下での小中一貫教育は、いわば当該学校のミッションそのものであり、教職員も本務として取組に参画することになります。このため、導入時に必要とされる教職員の共通理解を図るプロセス、家庭地域への説明や、その他様々なコストが軽減されるとともに、人事異動があった場合でも継続的・安定的に取組を実施することが可能となります。

(2) 教育課程特例校制度の活用

これまでは、小学校と中学校において一貫した独自教科等の設置等を行うためには、特別の教育課程の編成に当たり、文部科学省への申請及び文部科学大臣指定による「教育課程特例校制度」の活用が必要でした。しかし、義務教育学校又は小中一貫型小・中学校の制度を活用する学校においては、設置者の判断により、個別の大臣指定の手続きを経ることなく教育課程特例の実施が可能となり、特別の教育課程を編成した取組を実施が可能となります。

(3) 業務の効率化

義務教育学校と小中一貫型小・中学校では、それぞれ次のようなことが期待できます。

◎ 義務教育学校

これまで小学校と中学校で別々に行っていた事務を、1 人の校長のマネジメントの下で教職員が一体的に行えること。教職員定数上、複数の教頭が配置されること。教職員定数上、学校事務職員等が学校規模や校舎の状況により複数配置される場合もあることなどにより、校務の効率化が期待できる。

◎ 小中一貫型小・中学校

小中一貫にふさわしい運営の仕組みの導入が要件となっているため、学校事務の共同実施が促進され、校務の効率化や質の向上につながることを期待できる。

事務職員、養護教諭、栄養教諭の配置については、県教育委員会の規程により決定される見通しです。このことにより、小・中学校では別々に行っていた業務を整理、調整したり、円滑な引継ぎ等が行えるようにしたりすることなど、一層効率的な業務の実施が期待できます。小中一貫教育の課題として挙げられる教職員の負担感についても、教職員間の役割分担を見直すことにより、一定程度緩和することも考えられます。

5. 先行事例

(1) 県内の小中一貫教育の取組例

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間、文部科学省より「小中一貫教育推進事業」の委託を受け、姫路市・豊岡市・養父市の 3 市がモデル地域に指定され、実践研究を進めるとともに、県が設置した「小中一貫教育調査研究委員会」において、小中一貫教育の成果と課題の分析、課題への対応策等について検討が重ねられました。

(2) 現在県内に設置されている義務教育学校 [2 校]

学 校 名	神戸市立義務教育学校港島学園	義務教育学校姫路市立白鷺小中学校
所 在 地	神戸市中央区港島中町 3-2-3(2)	姫路市本町 68-52
沿 革	昭和 55 港島小、港島中創立 昭和 26 小中一貫教育モデル校指定 平成 28 港島学園開校	明治 6 城南小創立 大正 12 城巽小創立 昭和 22 白鷺中創立 平成 21 白鷺小創立 ※ 城南小と城巽小の統合 小中一貫校実践開始 平成 29 コミュニティ・スクール指定 平成 30 白鷺小中学校開校
施設形態	施設隣接型	施設一体型
学年区分	6-3 制	6-3 制
児童生徒	前期課程 554 名・後期課程 235 名 計 789 名 (H30.5.1 現在)	前期課程 638 名・後期課程 298 名 計 936 名 (H30.5.1 現在)
特 色	習熟度別少人数授業、異学年交流、小学部における教科担任制授業、放課後学習、5 年生の部活動交流、読書活動の推進、英語活動の充実、ICT を活用した先駆的な授業の推進、	特色ある教育課程、小中合同授業、ACE 学習、白鷺学、小中授業交流、実践研究発表、地域交流、部活動、学校運営協議会、小中合同行事、サタデースクール、PTA 活動、

II. 西宮型小中一貫教育

1. 経緯

平成 22 年度に「小中一貫教育研究委員会」を立ち上げ、「小中一貫教育」の取組について検討を始めました。さらに平成 25 年度からは、市内 20 中学校ブロックにおいて、目指す子供像の明確化、また教科等指導・人権教育・生徒指導を 3 本柱とし、ブロックそれぞれの課題解決を目的とした「西宮型小中一貫教育」の取組を推進してきました。

2. 目的

9 年間を見通した子供の「学び」と「育ち」の「つながり」を大切にした「西宮型小中一貫教育」を推進することで、校種間の接続を円滑にし、「確かな学力」「豊かな人間性」「心身の健康」を備えた「生きる力」にあふれた子供の育成を図ります。

3. 概要・内容

前述の教科等指導・人権教育・生徒指導を「全市的な取組」の 3 本柱としつつ、さらに、小学校から中学校への入学状況を考慮し、中学校区をもとに「小中一貫ブロック」を設定しています。（「表 1」参照）ブロックごとに「地区ごとの教育課題に沿った取組」を推進しています。また、それぞれの学校における「責任の継承」を重視し、小・中学校間の滑らかな接続の中で、「生きる力」の醸成に努めています。

表 1 「小中一貫ブロック」(平成 30 年度)

中学校	小学校	中学校	小学校
浜脇	浜脇・香櫨園	甲武	段上西・段上・樋ノ口
西宮浜	西宮浜	瓦木	高木・瓦林・高木北
今津	津門・今津	上甲子園	上甲子園・春風
真砂	用海・南甲子園	学文	小松・鳴尾北
苦楽園	苦楽園・北夙川・夙川	鳴尾	鳴尾
大社	安井・甲陽園・神原	浜甲子園	甲子園浜
平木	広田・平木	鳴尾南	鳴尾東・高須
上ヶ原	上ヶ原南・大社	高須	高須西
深津	瓦木・深津	山口	山口・北六甲台
甲陵	甲東・上ヶ原	塩瀬	名塩・東山台・生瀬

(1) 全市的に取り組む3本柱

- ・教科等指導 … 教科研究委員会「スタート・カリキュラム」作成
英語・外国語活動担当者会、小中一貫英語教育研究委員会
- ・人権教育 … 人権教育担当者会、人権地区別担当者会、人権教育地区別研修会
- ・生徒指導 … 小中連絡会、地区別生徒指導連絡協議会

(2) ブロック毎の独自の取組

合同研修会、オープンスクール参観、出前授業、中学校説明会、合同行事、
合同練習、児童生徒会交流、授業交流など

Ⅲ. 西宮浜における小中一貫教育

1. 小中連携教育（小中一貫教育）のパイオニアとして

六甲の山並みを望む西宮浜中学校（手前）・西宮浜小学校（奥）



[資料提供：西宮浜中学校]

【街づくりの拠点としての使命】

平成10年に阪神淡路大震災の復興計画による復興住宅地「西宮マリナパークシティ」の街開きとともに、市内44番目の小学校、市内20番目の中学校として両校が開校しました。当時の街の住民は、震災で住み慣れた街を離れ西宮浜に移り住んだ人、一時避難的な仮住まいの人、新築分譲一戸建てを購入された人と事情は様々で、街に対しての意識にも随分と違いがありました。

開校初年度の全ての児童生徒が、異なる小学校や中学校からの転入学で、震災で心に傷を負った児童生徒も少なくありませんでした。その中で西宮浜小、中学校は、街づくりの拠点としての大きな使命を担うこととなります。このことは、開校当時の教職員たちが共有をしていた、学校づくりに対する「基本的な考え方」にも見てとれます。

[参考] 開校当時の西宮浜小、中学校の学校づくりに対する「基本的な考え方」

- ① 震災を受けて、この街に移り住んでくる人たちが、意欲を持って街づくりに取り組めるよう、住民の夢や希望のシンボルとなる学校を創造する。
- ② 日常生活圏に、小学校と中学校があるということで、住民が西宮マリナパークシティというニュータウンに安心感と愛着を持つことができる。
- ③ 文教住宅都市「西宮」における先導的街づくりと先導的學校づくりを同時に実現する。
- ④ 1小学校1中学校の特徴を生かし、小学校と中学校の連携・共同化を進める。

【小中連携教育から小中一貫教育へ、そして、「義務教育学校」へ】

西宮浜小、中学校は、市内でも例を見ない、校区が全く同一である1小1中のユニークな学校として、開校当時から注目を集めました。その特色を最大限に生かし、子供の成長発達を考えた9年間を見通しての教育実践研究の道を開いたことは、全国的にも極めて先見性に富んだ決断でした。小、中学校が手を携え子供たちを育てるという理念の下、まずは合同で実施する行事により、小中連携教育が進められました。平成23年度からは、西宮市教育委員会指定の小中一貫教育モデル校として、9年間を見通した教育課程編成や学習指導方法などの研究を行い、小中連携教育から小中一貫教育へと大きく舵を切りました。平成26年度からは、社会的、職業的自立に必要な意欲や態度を育成するための研究にも取り組んでいます。開校から20年あまり、合同行事のみならず、9年間を見通した教科指導の推進、キャリア教育の推進、人権教育と道徳教育における連携や研修など、様々な分野での取組を深化させてきました。

【これまでの具体的な取組】

① 小中合同職員会議・合同教科部会 [小中連携教育・小中一貫教育]

職員同士の交流、小中合同行事の主旨と共通理解、分掌ごとの打ち合わせを行っています。各教科では、9年間でつけさせたい力の共通理解と授業実践の交流などを行っています。



② 小中連絡会 [小中連携教育]

小中全教職員が出席し、児童生徒の様子を参観し、意見交流や情報交換を行っています。また、スクールカウンセラーのアドバイスの下で、児童生徒理解を中心に、指導に対する考え方や実践内容の交流も行っています。

③ マリナフェスティバル（小中合同体育大会） [小中連携教育・小中一貫教育]

縦割りグループでチーム分けし、小中ペア学年での競技も行われています。児童生徒が役割を担い、準備から片付け、運営など様々な場面で協力し合う姿が見られます。



④ マリナコンサート [地域交流]

開校当初は音楽会を小中合同で開催していましたが、現在は、小学校はマリナコンサートプラス、中学校はマリナコンサートフェアを開き、作品展では互いの作品を展示鑑賞する機会を持っています。地域の幼稚園の出演や保育園、特別養護老人ホームの方の作品も展示鑑賞するなど、地域との交流も積極的に続けています。

⑤ マリナふれあいマラソン [小中連携教育・地域交流]

小学生は学年ごと、距離ごとに走り、中学生は有志が参加しています。保護者や、西宮浜の幼稚園・保育園の園児が参加するなど、地域ぐるみの行事となっています。



⑥ マリナワーク（地域美化活動）[小中連携教育・地域交流]

開校当時から続く合同行事で、年間2回、小学校のフレンズ（縦割りの班）と中学校の縦割りの班が1つの班となり、清掃活動を行っています。小学生と中学生がともに地域の美化活動を行うことで、西宮浜を住みよい町にしていこうとする意識を持たせることをねらいとしています。



⑦ 幼保小中連携教育推進委員会 [小中連携教育・地域交流]

平成18年度より、西宮浜地区では、小中連携に止まらず、公私の垣根を超え、幼年期から地域で子供たちの成長を見守っていこうと、各校種間で連携を深めています。その中核となる取組として「あいさつフェスタ」が実施されています。

このように国や県が具体的な方針や施策を打ち出す10年以上前から、すでに西宮浜では小中連携教育が実践されてきました。その取組は脈々と継承され、現在に至っています。昨今の過疎化が進む地域における、統廃合の手段としての小中一貫教育とは全く質の異なるものです。その原点には、震災からの復興と街づくりの拠点として、さらには西宮市における「小中一貫教育」を牽引していくという使命があったのです。

2. 今後の方向性

義務教育9年間のつながりが謳われた新学習指導要領が、平成32年度には全国の小学校で全面実施となります。これを機に、20年間に及ぶ小中連携教育と小中一貫教育の実践を積み重ねてきた西宮浜小学校と西宮浜中学校は、これまでの取組をさらに深化させるべく「義務教育学校」として生まれ変わり、文教住宅都市「西宮」における「小中一貫教育」のパイオニア校として新たな一歩を踏み出します。

「義務教育学校」は新時代の教育を担うべき学校であり、指導の連続性を生かした質の高い教育活動の創造が可能になると期待されています。そこで、この学校の開校と同時に「西宮市立総合教育センター」の機能を一部移転し、専属の指導主事を常駐させ、最先端の教育理論や技術を導入し、成果を検証するとともに、そのノウハウを市内の他の小中学校へも還元していきます。

また、西宮市で初の「義務教育学校」となることから、教育委員会として特色ある教育を行う学校「特認校」に指定し、市内在住の小中学生であれば、希望者はこの学校に就学できるよう、新たな制度を導入する予定です。このことにより、西宮浜地区での将来的な課題の1つと言われている「単学級化問題」の解消にもつながるものと期待しています。

3. (仮称) 西宮市立第1義務教育学校の概要

開校日	平成32年4月1日
学校名	未定(平成31年9月までに決定予定)
所在地・連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ● 前期校舎 [現小学校校舎] 〒662-0934 西宮浜4丁目3番12号 電話：0798-32-0251・0798-32-0253(FAX) ● 後期校舎 [現中学校校舎] 〒662-0934 西宮浜4丁目2番31号 電話：0798-32-0260・0798-32-0263(FAX)
学校規模	各学年2クラス(各学年70名程度)
校区	現状のまま(現西宮浜小学校、現西宮浜中学校の校区を引き継ぐ)
校区外からの就学	可能(通学区域特認校制度(注1)による) *就学要件あり
通学区域	市内全域
募集方法	全学年募集(各学年の在籍者数の上限を70名程度として募集)
学年区分	4-3-2制(区分された学年については、別途「名称」を定める)
総合教育センターの一部機能の移転	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究施設としての機能 学力・生活状況調査の結果を分析し、各校が創意工夫を生かした特色のある教育活動を行えるよう、今日的な教育課題やカリキュラムに関する調査・研究を実施します。 ● 実地研修施設としての機能 市内教員の実地教育・実地研究を実施し、西宮教育の質の向上に寄与します。 ● 付属学校としての位置づけ
使用する教科書	本市が採択した小学校用・中学校用の教科書を使用します。
教職員の配置予定	<ul style="list-style-type: none"> ● 県費教職員 兵庫県教育委員会の示す「学級編成基準及び教職員定数配当方針」に従い、義務教育学校については、前期課程と後期課程を別々に算定します。管理職の配置については、県教育委員会との協議により決定される見通しです。 ● 市費教職員 市費で配置している事務職員、用務員、調理員、ALT等については、前期課程は本市の小学校、後期課程は本市の中学校に準じて配置します。

(注1) 通学区域特認校制度 … 教育委員会が特色ある教育を実践している学校を通学区域特認校に指定。保護者がその特色ある教育を受けさせたい場合に、通学区域外からの通学状況や就学の条件を考慮した上で、その通学区域特認校への就学が認められる制度。

西宮浜小中一貫校開校準備スケジュール

	平成30年	平成31年												平成32年											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
学校イベント				保護者説明会	地域説明会				学校説明会		募集説明会	新入生募集	入学者確定			閉校式	新校開校								
所管事務報告		1月28日																							
条例改正			学校設置条例改正（新学校設置）						学校設置条例改正（学校名決定）																
校名			校名公募・検討					教育委員会へ付議 (条例改正のため)	校名表示発注時期																
校章・校歌								校章校歌公募、検討、決定			作詞依頼	作曲依頼	校章表示、校旗、校歌額発注時期												
総教センター執務室																	工事期間								
駐車場整備																	工事期間								
放送設備																	工事期間								
システム改修					仕様決定・改修作業											実装									
印刷物等								学校案内パンフレット等発注時期					閉校記念行事関連物品（記念品等）発注時期												